

## 「新規就労者育成研修」「中堅技術者育成研修」参加者募集

◆「緑の雇用」と概ね同じメニューで新規就労者を育成していきます。

### ★事業の目的

- 新規就労者の確保・育成・キャリアアップと定着に向けた取組みとして・・・
- 1～3年目の就労者に基本的な知識・技術、技能等を習得する研修を実施
  - 4～5年目の就労者に現場の運営・指導に必要な基礎知識を習得する研修を実施

### ★対象者（詳細については別表1のとおり）

事業所の所在地が都内にある林業事業体\*に雇用されている就労者  
※林業労働力確保の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第2項に規定する事業主が営む経営体をいう。

#### 林業労働力確保の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第2項

第二条 [略]

- 2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
  - 二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
  - 三 前号に掲げる者の組織する団体
  - 四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

### ★助成経費

研修に要する経費として別表2のとおり事業体に助成（申し込み人数により、助成金の額を調整する場合があります）

### ★研修等の内容

(予定)

区分	集合研修	実地研修	取得できる資格等	備考
1年目	16日間	8ヶ月間	普通救急救命講習、刈払機、伐木等、玉掛け、小型クレーン、網猟・わな猟	「緑の雇用」と同じ
2年目	12日間	8ヶ月間	不整地、はい作業、機械集材装置、車両系建機（整地等）、走行集材機械	//
3年目	17日間	8ヶ月間	簡易架線集材装置、伐木等機械	//
4年目	9日間	-	-	
5年目	10日間	-	-	

注1) 上表のほかに実地研修担当者（教える側）への研修が3日間あります。

2) 実地研修の対象となる作業種は、別表3のとおり。

3) 4、5年目の集合研修は、先進地視察、教え方・伝え方、時間管理、コミュニケーション、道具の手入れ、安全講習等を予定しています。

### ★申込み

平成29年5月22日（月）17時までに別添「申込書」をFAXにて申込みください。

お問合せ：（公財）東京都農林水産振興財団  
東京都林業労働力確保支援センター  
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1  
電話：042-528-0643 FAX：042-528-0619

別表1 新規就労者育成研修及び中堅技術者育成研修の研修生及び林業事業体要件

研修の種類	研修生の要件	林業事業体の要件
<p>新規就労者 育成研修 (1年目)</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 (1) 労働条件等を明確にした雇用契約により採用されるものであること又は緑の雇用事業のトライアル雇用から引き続き採用される者</p> <p>(2) 本事業の研修終了後、5年以上就業できる年齢の者</p> <p>(3) 林業就業に堪えうる健康状態の者</p> <p>(4) 林業就業経験が通算2年未満の者</p> <p>(5) 当該年度を通じた就業を予定している者</p> <p>(6) 林業就業支援講習の講習修了者等林業就業に対する意識が明確な者</p> <p>2 緑の雇用事業の拡大研修生</p> <p>3 その他適切と認められる者</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 (1) その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入する林業事業体(任意適用を除く)</p> <p>(2) 実地研修に必要な事業地、機材、指導員等を確保できる林業事業体</p> <p>2 緑の雇用事業の研修生を雇用する林業事業体</p>
<p>新規就労者 育成研修 (2年目)</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 (1) 新規就労者育成研修(1年目)又は緑の雇用事業の林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)を修了している者</p> <p>(2) 本事業の研修終了後、5年以上就業できる年齢の者</p> <p>(3) 上記(1)の研修終了後の年数が、原則として3年以上経過していない者</p> <p>2 緑の雇用事業の拡大研修生</p>	<p>同上</p>
<p>新規就労者 育成研修 (3年目)</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 (1) 新規就労者育成研修(2年目)又は緑の雇用事業の林業作業士(フォレストワーカー)研修(2年目)を修了している者であること</p> <p>(2) 本事業の研修終了後、5年以上就業できる年齢の者であること</p> <p>(3) 新規就労者育成研修(1年目)又は緑の雇用事業の林業作業士(フォレストワーカー)研修(1年目)の研修終了後の年数が、原則として4年以上経過していない者であること</p> <p>2 緑の雇用事業の拡大研修生</p>	<p>同上</p>
<p>中堅技術者 育成研修</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 (1) 林業新規就労者育成研修(3年目)又は「緑の雇用」事業の林業作業士(フォレストワーカー)研修(3年目)後の年数が、原則として2年以上経過していない者であること</p> <p>(2) 本事業の研修終了後、5年以上就業できる年齢の者であること</p> <p>2 その他適切と認められる者</p>	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>1 その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入する林業事業体(任意適用を除く)</p> <p>2 緑の雇用事業の研修生を雇用する林業事業体</p>

別表2 新規就労者育成研修及び中堅技術者育成研修の林業事業体への助成対象経費

1 新規就労者育成研修の林業事業体への助成対象経費

研修区分	助成経費区分	単価(円)	単位	備考
新規就労者 育成研修 (1年目)	雇用促進支援費 (住宅手当)	20,000	研修生1人当 たりの月額	林業事業体が支給する住宅手当の経費として、研修生が借家を住居としている場合に限り、左記に定める1月当たりの額を上限に林業事業体が支給した額を助成する。
	研修準備費	100,000	研修生1人当 たり	林業事業体が研修に使用するチェーンソー及び刈払機を準備する経費として、左記に定める額を上限として事業体が負担する額を助成する。
	資材費	40,000	研修生1人当 たり	林業事業体等が研修等に使用する資材等について、左記に定める額を上限に1人の研修生について林業事業体等が負担する額を助成する。
新規就労者 育成研修 (1～3年 目共通)	技術習得推進費	90,000	研修生1人当 たりの月額	研修期間中において、研修生が林業就業に必要な技術・技能を習得するための経費として、研修生1人当たりの月額を8カ月を上限に助成するものとする。 ただし、支給の対象となった月に林業事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。
	労災保険料			技術習得推進費に応じた労災保険料(技術習得推進費×60/1,000)を助成する。
	安全向上対策費	50,000	研修生1人当 たり	研修生が研修で使用する最先端安全装備(防護ズボン、防護ブーツ)(※1)を購入する経費として、左記に定める額を上限として林業事業体が負担する額を助成する。
	研修環境整備費	20,000	女性研修生1人 当たりの月額	簡易トイレ及び簡易休憩所に係るレンタル経費として、左記に定める1月当たりの額を上限に、女性研修生を雇用している林業事業体が負担した額を助成する。
	就業環境整備費	10,000	研修生1人当 たりの月額	退職金共済制度に加入していることを必須とし、雇用保険、厚生年金、健康保険及び退職金共済掛け金を左記に定める1月当たりの額を上限として、林業事業体が負担する額を助成する。
	指導費	5,000	指導員1人当 たりの日額	研修指導等を行うための経費として、140日を上限に日額を助成するものとする。 なお、新規就労者育成研修の研修生の合計が1～2人の場合は指導員1人

				分、3～4人の場合は指導員2人分、5人以上の場合は指導員3人分の指導費を助成する。 ただし、研修生が別表3に定める助成対象の作業種を行い、かつ、指導員が研修指導等を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日を助成対象とする。
	研修業務管理費	20,000	1事業体当たりの月額	監督・検査等への立会等に対する経費として、事業体当たりの月額を助成するものとする。 ただし、研修を実施し、かつ、第7の1(4)(※2)に規定する研修内容等の記録の確認及び実績報告を行った月を助成対象とする。

(※1) 最先端安全装備（防護ズボン、防護ブーツ）とは、EU安全認証に基づく「class1」以上及び同「class1」相当以上とする。

(※2) 林業事業体は、研修生及び指導員の氏名、研修場所、作業内容、指導内容、要した経費の内容等を適正に記録し、備え付け、財団の要求があった時には提示、提出しなければならない。

## 2 中堅技術者育成研修の林業事業体への助成対象経費

	助成経費区分	単価(円)	単位	備考
中堅技術者育成研修	技術習得推進費	5,000	研修生1人当たり日額	研修期間中において、研修生が林業就業に必要な技術・技能を習得するための経費として、研修生1人・集合研修1日当たりの費用を、10日間を上限に助成するものとする。

別表3 指導費助成対象作業種

作業種	内 容
資材・設備管理	機械・器具・道具類の整備・修繕作業
森林調査	森林調査、測量及びこれらの補助作業
造 林	地拵え、植付け及びこれらの補助作業
育 林	下刈り、除伐、倒木起こし、枝打ち、切り捨て間伐及びこれらの補助作業
森林保護対策	薬剤散布、伐倒駆除その他病虫害防除、防護柵設置その他鳥獣害防除及びこれらの補助作業
伐 倒	チェーンソー伐倒、手工具伐倒及びこれらの補助作業
造 材	チェーンソー造材、高性能林業機械による伐木・造材及びこれらの補助作業
集 材	木寄せ、架線集材、車輛系集材及びこれらの補助作業
土場管理	はい積み、はい崩し、材の選別、材の計測及びこれらの補助作業
輸送作業	運材、積み卸し、土場から工場等への移送及びこれらの補助作業
森林作業道開設	支障木伐開及び土工（切土、盛土、路面・路肩及び法面）並びにこれらの補助作業並びに構造物・排水施設の作設に係る補助作業
森林作業道等維持管理	林道（作業地への経路を含む。）、森林作業道の損壊調査・通行安全措置、路面・路肩及び法面の補修、排水機能の維持等の作業